

## 第4章 方法書に対する意見及び事業者の見解

### 4.1 環境の保全の見地から意見のある者の意見の概要及び事業者の見解

#### 4.1.1 公告，縦覧

「東清水線（仮称）新設工事事業環境影響評価方法書」（2019年4月，東京電力パワーグリッド株式会社）の公告，縦覧状況は表4.1.1-1に示すとおりである。

表4.1.1-1 方法書の公告，縦覧

公告	2019年4月10日
縦覧期間	2019年4月12日～2019年5月13日
意見提出期限	2019年5月27日
縦覧場所	・山梨県 県民情報センター ・南部町 企画課 ・東京電力パワーグリッド株式会社 山梨総支社

#### 4.1.2 方法書についての意見

方法書について住民等からの意見の提出はなかった。  
2019年5月31日に意見がなかったことを県知事に通知した。

#### 4.2 方法書についての公聴会の概要

方法書について意見の提出がなかったため，公聴会は開催されなかった。

#### 4.3 方法書についての知事意見

2019年8月26日に山梨県環境影響評価条例第13条に基づく知事意見が通知された（大水保第1191号）。知事意見の内容は以下のとおりである。

##### 【全般的事項】

##### (1) 複数案の検討

環境保全措置の検討にあたっては，環境に与える影響について，回避，最小化，代償の順で複数案による比較検討を行い，検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

##### (2) 事業計画の適切な図示

鉄塔位置，工事用道路などの一時施設，保安伐採（送電線との離隔距離を保つために行われる樹木の伐採）箇所等を，適切な縮尺の図面により，準備書に示すこと。  
また，これらの計画が明らかになった段階で，あらかじめ県に情報提供すること。

##### (3) 環境影響評価項目の追加選定

調査結果や事業計画の検討過程で，新たな環境影響が懸念される場合は，必要な環境影響評価項目を追加で選定し，影響評価を行い，準備書に記載すること。

##### (4) 保安伐採に係る影響評価

保安伐採によって変化した環境の影響は，供用後にも及ぶことから，供用後の影響について，関係する環境影響評価項目を追加すること。

##### (5) ルートゾーン選定の経緯

Aルートゾーンを選定した経緯について，動植物に関する項目も含め，Bルートゾーンとの比較検討結果を整理し，準備書に記載すること。

(6) 専門家の助言

調査、予測、評価手法の選定及び環境保全措置の検討にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

(7) 審議会に提示した資料等の取り扱い

事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、準備書に記載すること。

【個別事項】

(1) 動植物生態系

1) 地域特性を考慮した調査等の実施

本事業を実施する地域は、周辺を多くの自然に囲まれ、希少動植物が生息又は生育している可能性が高い地域であることから、動植物に対する調査や環境保全措置の検討にあたっては、こうした地域特性を考慮し、専門家に意見を聴取しながら、丁寧かつ慎重に行うこと。

2) 動植物リストの再整理

方法書に記載された動植物リストは、出典元のデータが古く、希少動植物の一部がリストに記載されていないなど、不十分であることから、最新のデータに基づき整理し直し、準備書に記載すること。

3) 動植物の生態を考慮した調査の実施

動植物の調査にあたっては、調査対象の生態を十分に把握した上で、調査時期や回数などを再度検討すること。

4) 希少動植物に係る追加調査の実施

希少動植物には、局所的に分布する種、生息環境が極めて限られる種、生態が不明で生育状況の確認が困難な種等があることから、事業実施にあたっては、工事着手前までに必要に応じて改変箇所周辺の追加調査を実施するなど、十分留意すること。

5) 改変の回避及び最小化

鉄塔の建設、保安伐採などの土地の改変は、希少動植物の生息又は生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、土地の改変にあたっては、調査結果を踏まえ、動植物の生態に配慮し、希少動植物が生息又は生育する可能性がある場所を回避する方法を検討すること。また、土地の改変範囲は最小化すること。

(2) 猛禽類

1) 猛禽類に対する影響検討

周辺に生息する猛禽類の営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、行動圏における土地利用の変化、主に餌となっている動物種の生息環境の変化、送電線との位置関係を踏まえ、事業が猛禽類に与える影響を明らかにした上、環境保全措置を検討すること。またその検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

2) 近隣事業者との情報共有

事業実施区域周辺では、中部横断自動車道建設事業や別の送電線路建設事業が工事中又は計画されていることから、猛禽類の調査データや環境保全措置の内容、効果について、近隣事業者と可能な限り情報共有し、効果的な環境保全措置を検討すること。

3) ヘリコプターによる影響検討

工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法等を明らかにした上で、周辺に生息している猛禽類への影響を把握するとともに、環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

(3) 水生生物

1) 水生生物への影響検討

土地の改変（保安伐採を含む）範囲に、土砂流出のおそれがある箇所が含まれる場合は、水生生物への影響が懸念されることから、水質、水生生物について調査を実施し、影響評価を行うこと。

(4) 景観

1) 景観に係る複数案の検討

環境保全措置の検討にあたっては、鉄塔の位置、高さ、色彩等について、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書に記載すること。

また、フォトモンタージュの作成にあたっては、保安伐採を含む土地の改変状況を反映すること。

2) 日常景観への影響の把握

日常景観への影響を把握するため、鉄塔及び送電線の可視領域（視認可能な範囲）を地図上に示すとともに、必要に応じて既存道路や集落などに視点場を追加して影響検討を行い、準備書に記載すること。

(5) 発生土

1) 発生土の処理方法等の記載

方法書に記載している改変面積や発生土量等については、事業計画が決定した段階で最新の数値に置き換え、発生土の詳細な処理方法や運搬計画を取りまとめ、準備書に記載すること。

2) 発生土置き場の影響評価

発生土置き場を設置する場合には、事業計画（位置、規模、施設内容等）を準備書に記載し、影響評価を行うこと。

#### 4.4 知事意見に対する事業者の見解

方法書についての知事意見に対する事業者の見解は表 4.4-1 に示すとおりである。

表 4.4-1 方法書についての知事意見に対する事業者の見解

【全般的事項】		準備書 該当ページ
知事意見	事業者の回答	
(1) 複数案の検討 環境保全措置の検討にあたっては、環境に与える影響について、回避、最小化、代償の順で複数案による比較検討を行い、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全措置及びルートゾーンの検討にあたっては、環境に与える影響について、回避、最小化、代償の順で複数案による比較検討を行い、検討の経緯及び結果を準備書に記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-11～1-20</li> <li>8-65～8-71</li> <li>8-144</li> <li>8-164</li> <li>8-185</li> <li>8-212</li> </ul>
(2) 事業計画の適切な図示 鉄塔位置、工食用道路などの一時施設、保安伐採（送電線との離隔距離を保つために行われる樹木の伐採）箇所等を、適切な縮尺の図面により、準備書に示すこと。また、これらの計画が明らかになった段階で、あらかじめ県に情報提供すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事計画全体図（縮尺 25,000 分の 1）、工事計画詳細図（縮尺 5,000 分の 1）として準備書に示しました。</li> <li>工事計画について、2020 年 4 月に県へ情報提供しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-22～1-27</li> </ul>
(3) 環境影響評価項目の追加選定 調査結果や事業計画の検討過程で、新たな環境影響が懸念される場合は、必要な環境影響評価項目を追加で選定し、影響評価を行い、準備書に記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境影響評価の結果や事業計画の検討の中で、新たな環境影響は生じなかったため、評価項目は追加しておりません。</li> </ul>	—
(4) 保安伐採に係る影響評価 保安伐採によって変化した環境の影響は、供用後にも及ぶことから、供用後の影響について、関係する環境影響評価項目を追加すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄塔高を高くすることで、供用後の保安伐採は基本的に行わない計画としているため、評価項目は追加しておりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-34</li> </ul>
(5) ルートゾーン選定の経緯 Aルートゾーンを選定した経緯について、動植物に関する項目も含め、Bルートゾーンとの比較検討結果を整理し、準備書に記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の項目について比較検討し、環境に及ぼす影響緩和の観点からAルートゾーンを選定した結果を準備書に記載しました。</li> <li>亘長、人の生活環境、富士山景観、植生自然度、天然記念物等、希少猛禽類、土砂災害警戒区域、地すべり地形、活断層</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1-11～1-20</li> </ul>
(6) 専門家の助言 調査、予測、評価手法の選定及び環境保全措置の検討にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門家の助言を受けなかったため、記載しておりません。</li> </ul>	—

<p>(7) 審議会に提示した資料等の取り扱い 事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、準備書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した資料を準備書に記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>12-27 ～12-48</li> </ul>
<b>【個別事項】</b>		準備書
知事意見	事業者の回答	該当ページ
<p>(1) 動植物生態系 1) 地域特性を考慮した調査等の実施 本事業を実施する地域は、周辺を多くの自然に囲まれ、希少動植物が生息又は生育している可能性が高い地域であることから、動植物に対する調査や環境保全措置の検討にあたっては、こうした地域特性を考慮し、専門家に意見を聴取しながら、丁寧かつ慎重に行うこと。</p> <p>2) 動植物リストの再整理 方法書に記載された動植物リストは、出典元のデータが古く、希少動植物の一部がリストに記載されていないなど、不十分であることから、最新のデータに基づき整理し直し、準備書に記載すること。</p> <p>3) 動植物の生態を考慮した調査の実施 動植物の調査にあたっては、調査対象の生態を十分に把握した上で、調査時期や回数などを再度検討すること。</p> <p>4) 希少動植物に係る追加調査の実施 希少動植物には、局所的に分布する種、生息環境が極めて限られる種、生態が不明で生育状況の確認が困難な種等があることから、事業実施にあたっては、工事着手前までに必要に応じて改変箇所周辺の追加調査を実施するなど、十分留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査や環境保全措置等の検討にあたっては、山梨県側、静岡県側ともに専門知識（生物分類技能検定1～2級の有資格者）を有する同じ調査会社による体制とし、丁寧かつ慎重に行いました。</li> <li>植物2文献、動物4文献を追加して動植物リストを整理し直し、準備書に記載しました。</li> <li>下記の時期に調査を追加しました。 植物相：早春、初夏を追加し、合計5回 植生：春季を追加し、合計3回 哺乳類：早春を追加し、合計5回 鳥類：早春を追加し、合計5回 爬虫類・両生類：早春を追加し、合計4回 昆虫類：早春、初夏、晩夏を追加し、合計6回</li> <li>下記の調査対象を追加しました。 希少両生類：春季、夏季の2回 魚類：秋季、春季、夏季の3回 底生動物：冬季、春季、夏季の3回</li> <li>詳しい生態が明らかとなっていない希少両生類を調査対象に追加し、実施しました。</li> <li>希少両生類に関する環境保全措置として、工事着手前までに追加調査を行うことを記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> <li>3-26～3-41 3-50～3-63</li> <li>7-1 7-5 8-4 8-81</li> <li>7-5 7-7 8-82 8-150</li> <li>7-5 8-82</li> <li>8-144 8-185</li> </ul>

<p>5) 改変の回避及び最小化</p> <p>鉄塔の建設、保安伐採などの土地の改変は、希少動植物の生息又は生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、土地の改変にあたっては、調査結果を踏まえ、動植物の生態に配慮し、希少動植物が生息又は生育する可能性がある場所を回避する方法を検討すること。また、土地の改変範囲は最小化すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の保全すべき植物種に関する環境保全措置として、工事による影響を回避することを記載しました。</li> <li>・複数案の工事計画について、保全すべき植物種の生育状況の観点を加えて選定しました。</li> <li>・保全すべき動物及び地域を特徴づける指標種の重要な生息域に関する環境保全措置として、繁殖期前半（1～5月）をできる限り避けて伐採作業を行うこと（クマタカ）、繁殖期の期間（3～6月）ほぼ全面的に施工を制限すること（ハヤブサ）を記載しました。</li> <li>・索道基地や残土処理場等に既存の造成地を設定することで、改変面積の最小化を図りました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8-65～8-70</li> <li>・ 8-71</li> <li>・ 8-144</li> <li>・ 8-185</li> <li>・ 1-21</li> </ul>
<p>(2) 猛禽類</p> <p>1) 猛禽類に対する影響検討</p> <p>周辺に生息する猛禽類の営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、行動圏における土地利用の変化、主に餌となっている動物種の生息環境の変化、送電線との位置関係を踏まえ、事業が猛禽類に与える影響を明らかにした上、環境保全措置を検討すること。またその検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> <p>2) 近隣事業者との情報共有</p> <p>事業実施区域周辺では、中部横断自動車道建設事業や別の送電線路建設事業が工事中又は計画されていることから、猛禽類の調査データや環境保全措置の内容、効果について、近隣事業者と可能な限り情報共有し、効果的な環境保全措置を検討すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猛禽類に対する影響検討にあたっては、営巣地・営巣中心域・高利用域・繁殖期に妨害すべきでない範囲と対象事業実施区域との重なり、対象事業実施区域の飛翔状況、対象事業実施区域を飛翔通過した際の飛翔高度、工事中のヘリコプター使用頻度及び使用方法、供用後のヘリコプター巡視の使用頻度及び使用方法を踏まえ、事業が猛禽類に与える影響を明らかにした上で環境保全措置の検討を行い、その経緯及び結果を準備書に記載しました。</li> <li>・関連事業者（電源開発株式会社：佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価）と情報共有し、効果的な環境保全措置の検討を行いました。</li> <li>・中部横断自動車道建設事業者（中日本高速道路株式会社）からは情報提供を受けられませんでした。</li> <li>・静岡県環境部環境局へ方法書の内容及び方法書に対する知事意見等を説明しました。その結果、意見の提出はありませんでした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8-123</li> <li>・ 8-125</li> <li>・ 8-144</li> <li>・ 8-180</li> <li>・ 8-185</li> <li>—</li> </ul>

<p>3) ヘリコプターによる影響検討          工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法等を明らかにした上で、周辺に生息している猛禽類への影響を把握するとともに、環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法を準備書に記載しました。</li> <li>・工事中及び供用後のヘリコプターによる猛禽類への影響を明らかにした上で環境保全措置の検討を行い、準備書に記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1-30</li> <li>・ 1-34</li> <li>・ 8-123</li> <li>・ 8-125</li> <li>・ 8-180</li> </ul>
<p>(3) 水生生物          1) 水生生物への影響検討          土地の改変（保安伐採を含む）範囲に、土砂流出のおそれがある箇所が含まれる場合は、水生生物への影響が懸念されることから、水質、水生生物について調査を実施し、影響評価を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水生生物を環境影響評価項目として追加しました。</li> <li>・水生生物について調査を実施し、影響評価を行いました。</li> <li>・水質については、水生生物の調査時に測定を行いました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6-1</li> <li>・ 6-4</li> <li>・ 8-147</li> <li>～8-166</li> </ul>
<p>(4) 景観          1) 景観に係る複数案の検討          環境保全措置の検討にあたっては、鉄塔の位置、高さ、色彩等について、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書に記載すること。また、フォトモンタージュの作成にあたっては、保安伐採を含む土地の改変状況を反映すること。</p> <p>2) 日常景観への影響の把握          日常景観への影響を把握するため、鉄塔及び送電線の可視領域（視認可能な範囲）を地図上に示すとともに、必要に応じて既存道路や集落などに視点場を追加して影響検討を行い、準備書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・景観の環境保全措置は、主要な眺望地点からの眺望景観の変化が、わずかあるいは極めて小さいと予測されたことから、標準的な環境保全措置を基本としましたが、一部の鉄塔については占める割合が大きくないものの全体が視認されるため、色彩に関する環境保全措置について比較検討を行い、その経緯及び結果を記載しました。</li> <li>・供用後の保安伐採は基本的に行わない計画としているため、作成したフォトモンタージュに保安伐採はありません。</li> <li>・鉄塔及び送電線の可視領域を準備書に記載しました。</li> <li>・必要な視点場は網羅されており、追加は行っておりません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8-212</li> <li>～8-214</li> <li>・ 8-192</li> </ul>
<p>(5) 発生土          1) 発生土の処理方法等の記載          方法書に記載している改変面積や発生土量等については、事業計画が決定した段階で最新の数値に置き換え、発生土の詳細な処理方法や運搬計画を取りまとめ、準備書に記載すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改変面積と土量、基礎の掘削に伴う残土量について記載しました。</li> <li>・掘削土の処理方法について記載しました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6-7</li> <li>・ 1-29</li> </ul>

<p>2) 発生土置き場の影響評価</p> <p>発生土置き場を設置する場合には、事業計画（位置、規模、施設内容等）を準備書に記載し、影響評価を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 残土処理場の事業計画（位置、規模、施設内容）を記載しました。</li> <li>• 残土処理場は全て既存の造成地又は他の工事用地との兼用とし、環境への影響をできる限り緩和しました。</li> </ul>	<p>• 1-21～1-27</p>
-----------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------